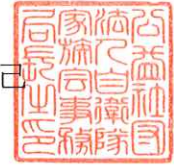


家族会事 第41号  
令和6年9月24日

各県自衛隊家族会会長 殿

(公社) 自衛隊家族会  
事務局長 阿部 知己



ボランティア保険更新に伴う処置事項について (依頼)

1. 趣旨

自衛隊家族支援協力を実施する家族会会員に万が一の事故が発生した場合に備えるボランティア保険制度を平成29年10月1日から導入いたしました。

令和6年10月1日に7回目の更新を行うこととなりました。

これにより各県家族会に対し、契約更新後の「月間ボランティア活動参加実績報告」及び「県家族会が担当する保険料の支払い」等について再度お願いするものです。

2. 保険の概要

別紙第1「ボランティア保険の概要」

3. 月間ボランティア活動参加実績報告

(1) 報告対象

- ア 自衛隊が計画した家族支援実動訓練に参加した貴県家族会の会員数
- イ 各県家族会が独自に計画する家族支援協力の実動訓練(家族支援協力活動のための「おやばと」手配りを含む)に参加した会員数(但しこの会員数は、貴県家族会が保険料を負担して本保険に加入する会員数)

(2) 報告期限：活動月の翌月5日まで

(3) 報告先：自衛隊家族会事務局

(4) 報告手段：メール又はFAX

(5) 報告様式

ア 別紙第2「月間ボランティア活動参加実績報告」による。

これまでと同様に実績報告をお願いします。

イ 一度月間ボランティア活動実績報告をした会員は被保険者となり、契約更新するまでの間は報告を必要としません。

【注意】 今回契約を更新したため、前年契約（令和5年10月1日～令和6年10月1日）において、これまで実績報告した会員も令和6年10月以降は新規に実績報告をしていただきます。

#### 4. 県家族会が担当する保険料の支払い

(1) 各県が独自に実施する家族支援実動訓練参加者分の保険料（家族支援協力の一環として行う「おやばと」手配り含む）の支払いは一人当たり年間210円です。

(2) 前年契約分（令和5年10月1日～令和6年10月1日）に対する保険料の支払時期・支払先

令和6年10月～12月の間に自衛隊家族会事務局を支払時期・支払先としますが、細部は本部より別に連絡します。

その際、保険金請求のご案内を送付いたしますので、これに従ってお支払い下さい。

※今回新たに更新した保険分の支払いは本部にて立て替えるので、各県からの支払いは、令和6年10月以降の実績報告に基づき令和7年10月1日以降に請求することになります。

先払いはできないことに注意して下さい。

#### 5. 「保険金請求のご案内（賠償責任保険、傷害保険）」の送付時期

本部にて保険会社と前年契約分の精算を行ったのち各県へ送付する予定です。

写し配布

各県自衛隊家族会事務局長

## ボランティア保険の概要

### 1 保険制度導入の主旨

本会が行う自衛隊員の家族支援協力を実施する会員に万が一の事故が発生した場合に備える。

### 2 保険の対象となる活動

- (1) 災害発生時における家族支援協力活動
- (2) 自衛隊が計画する家族支援実動訓練の参加
- (3) 県家族会が独自に実施する家族支援実動訓練（家族支援協力の一環として行う「おやばと」手配りを含む。）

### 3 補償の考え方

#### (1) 全般

ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをしたとき、またはボランティア活動中に他人に対して損害を与えたことにより損害賠償問題が生じたときに役立つ保険である。

※ボランティア活動とは、ボランティア保険が適用される家族支援協力活動のこと

#### (2) 傷害

ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、ボランティアが被った身体の傷害（交通事故でのケガ、道路での転倒によるケガ等）に対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金が支払われる。

#### (3) 賠償責任

ボランティア活動中に偶然の事故に起因して他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより被る損害に対して保険金が支払われる。

### 4 保険の概要

(1) 損保会社 三井住友海上火災保険株式会社

#### (2) 保険内容

ア 商品名	ボランティア活動保険
イ 商品概要	ボランティア活動にかかわる危険を包括的に補償
ウ 契約内容	

*会員が受けた傷害等	死亡・後遺障害	最高で500万円まで
	入院	3,000円/日(定額)
	通院	2,000円/日(定額)
	手術	15,000~30,000円/回 (手術の内容により定額)

\*第3者への賠償責任

最大で10,000万円まで

エ 保険料 210円/人/年

(3) 期間 1年間

(4) 契約者 (公社) 自衛隊家族会会長

#### 5 保険料支払い担当区分

(1) 本部の支払い

\*災害発生時における家族支援協力活動

\*自衛隊が計画する家族支援実動訓練

(2) 各県の支払い

\*県が独自に実施する家族支援実動訓練

(家族支援協力の一環として行う「おやばと」手配り含む)

#### 6 保険料の支払い要領

(1) 暫定保険料

契約時に年間参加見込み人数分を本部が一括して支払う。

(2) 確定精算保険料

前年1年間の活動人数確定後、確定精算保険料(確定保険料ー暫定保険料)の支払いまたは払い戻しを受ける。

(3) 本部と各県の保険料把握と支払い

ア 各県のボランティア活動報告をもとに5(1)該当者を把握

イ 契約期間終了後申請者数から5(1)該当者数を除いた人数分を各県に請求

ウ 本部及び各県の保険料を集計し、保険会社に本部が一括して支払う。

#### 7 保険金を受け取るまでの概略の流れ

(1) 会員：事故が起きた場合、保険会社またはフリーダイヤルで状況を連絡

フリーダイヤル：火傷新事故受付 0120-258-189

証券番号：NK00205486

(2) 会社：契約内容を確認し、保険金請求書類を送付

(3) 会員：保険金の請求に必要な書類を作成し、保険会社に送付

(4) 会社：損害状況・事故原因等確認し支払保険金を算定、保険金支払い

(5) 会員：保険金の確認と受け取り

令和 年 月

県家族会名( )

月間ボランティア活動参加実績報告

番号	活動参加者氏名	活動内容	備考
1	(例) 防衛 太郎	(例) おやばと手配り、自衛隊訓練	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

※自衛隊が計画した家族支援実動訓練に参加した場合は、自衛隊側計画を添付してください。

